

1. 対象となる方	次のいずれかに該当する方。 ① 現在、事業を営んでいない方で、1か月以内に新たに個人で、または2か月以内に新たに会社を設立して東京都内で創業しようとする具体的計画をお持ちの方(認定特定創業支援等事業による支援を受けた場合は創業6か月前から利用できます) ② 創業した日から5年未満の中小企業者、組合 <small>※個人で創業し、同一事業で法人成りした方で、個人で創業した日から通算5年未満の方を含みます。 創業した日とは、原則として法人の場合は登記簿上の法人設立登記日、個人の場合は税務署に届出する「個人事業の開業・廃業等届出書」の開業日を指します。</small> ③ 分社化をしようとする会社または分社化により設立された日から5年未満の会社 <small>※分社化とは、中小企業者である会社が、自らの事業の全部または一部を継続して実施しつつ、新たな会社を設立することをいいます。ただし、次のア、イの両方に該当する場合を除きます。 ア 新たな会社への出資比率が著しく低い イ 既存の会社の資金以外の経営資源を活用していない</small> <small>※許認可事業を開始される方は、原則として事業に必要な許認可等を受けている(または、受ける)ことが必要です。</small>																																												
2. 融資限度額	①②③ とも3,500万円以内(ただし ① の場合は自己資金に2,000万円を加えた額の範囲内) <small>※2,000万円超の場合は、2口でのご利用となります。例えば3,500万円の場合は、2,000万円と1,500万円の2口になります。</small>																																												
3. 資金使途	運転・設備																																												
4. 返済方法	運転資金は7年以内、設備資金は10年以内の分割返済(据置期間1年以内を含む)																																												
5. 融資利率(年率)	固定金利と変動金利のうちから、お客さまが選択できます。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">責任共有利率</th> <th colspan="4">全部保証利率</th> </tr> <tr> <th colspan="4">[固定金利] 融資期間により異なる</th> <th colspan="4">[固定金利] 融資期間により異なる</th> </tr> <tr> <th>3年以内</th> <th>3年超5年以内</th> <th>5年超7年以内</th> <th>7年超</th> <th>3年以内</th> <th>3年超5年以内</th> <th>5年超7年以内</th> <th>7年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1.9%以内</td> <td>2.1%以内</td> <td>2.3%以内</td> <td>2.5%以内</td> <td>1.5%以内</td> <td>1.6%以内</td> <td>1.8%以内</td> <td>2.0%以内</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">[変動金利] 短プラ+0.7%以内</th> <th colspan="2">[変動金利] 短プラ+0.2%以内</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3年以内</td> <td>3年超5年以内</td> <td>3年以内</td> <td>3年超5年以内</td> </tr> <tr> <td>1.9%以内</td> <td>2.1%以内</td> <td>1.5%以内</td> <td>1.6%以内</td> </tr> </tbody> </table> <small>※次のいずれかの創業支援を受けて創業融資をご利用いただく場合、「創業支援特例」として上記の利率から0.4%優遇された利率が適用されます。 ①認定特定創業支援等事業による支援を受け、区市町村長の証明を受けていること ②商工会議所・商工会、東京都中小企業振興公社または東京信用保証協会による認定特定創業支援等事業に準ずる支援を受け、その証明を受けていること</small>	責任共有利率				全部保証利率				[固定金利] 融資期間により異なる				[固定金利] 融資期間により異なる				3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超	1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内	[変動金利] 短プラ+0.7%以内		[変動金利] 短プラ+0.2%以内		3年以内	3年超5年以内	3年以内	3年超5年以内	1.9%以内	2.1%以内	1.5%以内	1.6%以内
責任共有利率				全部保証利率																																									
[固定金利] 融資期間により異なる				[固定金利] 融資期間により異なる																																									
3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超	3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超																																						
1.9%以内	2.1%以内	2.3%以内	2.5%以内	1.5%以内	1.6%以内	1.8%以内	2.0%以内																																						
[変動金利] 短プラ+0.7%以内		[変動金利] 短プラ+0.2%以内																																											
3年以内	3年超5年以内	3年以内	3年超5年以内																																										
1.9%以内	2.1%以内	1.5%以内	1.6%以内																																										
6. 保証料率	東京信用保証協会所定の料率																																												
7. 保証料補助	全事業者に対して東京都が信用保証料の2分の1を補助																																												
8. 保証人	・法人は、原則として代表者を連帯保証人とします。 ・組合は、原則として代表理事を連帯保証人とします。 ・個人事業者は、原則として連帯保証人は不要です。																																												
9. 担保	原則として不要																																												
10. 申込添付書類	①東京信用保証協会への申込書等 ②所定の創業計画書 ③申込人・連帯保証人の印鑑証明書 ④商業登記簿謄本(履歴事項全部証明書)(法人の場合) <small>※この他、審査の必要上、資料等をお願いする場合がございます。</small> ⑤個人事業の開業・廃業等届出書(個人の場合) ⑥直近事業年度の確定申告書 ⑦法人税・所得税または事業税の納税証明書 ⑧許認可事業を開始される場合は許認可証の写し																																												

(注)本制度のご利用にあたっては、金融機関及び当協会の審査があり、ご希望に添えない場合がございますので、あらかじめご了承ください。

条件面で有利な区市町の創業制度も取り扱っています 区市町制度
 各自治体が行っている中小企業を支援するあっせん融資です。信用保証料や金利の補助が受けられる場合もあります。(詳細については各自治体の要項に定められています。詳しくは各自治体にご確認ください。)

ワンストップサポートメニュー

東京信用保証協会の創業支援は、創業前から草創期までの創業者の皆さまを対象に「金融支援」と「経営支援」の両面から継続的なサポートを行っています。創業者の皆さまの状況に合わせたメニューを用意し、まだ明確なビジネスモデルをお持ちではない方や、すでに具体的な行動を起こされている方それぞれについての支援体制の充実に取り組んでいます。

- 創業者向けカフェリアセミナー
- 女性創業者向けセミナー
- 創業スクール
- 産学連携の取組み
- 創業計画策定支援/専門家派遣
- 創業者(5年未満)への専門家派遣

各ワンストップサポートメニューの詳細は、経営支援統括課(03-3272-2276)にお問い合わせ下さい。



創業保証のご案内

「創業」のスタートを「公的保証」でアシスト!



お気軽にご相談ください!



創業資金は保証協会におまかせ!

がんばる中小企業を応援する
まるガモ応援隊

創業保証のご案内

創業アシストプラザ



東京信用保証協会

あなたの夢を「公的保証」で バックアップします!

東京信用保証協会では、これから創業にチャレンジする中小企業の皆さまを「金融支援」と「経営支援」の両面から総合的にサポートします。



第三者
連帯保証人
不要



運転
設備
7年
10年



原則として
無担保



東京信用保証協会の創業支援窓口

創業アシストプラザ

保証申込・相談窓口

東京都内
12支店

担当地域制をとっていますので、法人の方は登記上の本店所在地、個人の方は住民登録地を担当する窓口にお気軽にご相談ください。また、都外に本店または住民登録のある方は、都内営業所の所在地の窓口までお願いします。

八重洲支店

(創業アシストプラザ八重洲)

担当地域：千代田区・中央区・港区・島嶼
〒104-8470 中央区八重洲2-6-17
東京信用保証協会本店2階
TEL.03-3272-3151

池袋支店

(創業アシストプラザ池袋)

担当地域：豊島区・板橋区・練馬区
〒170-0013 豊島区東池袋1-24-1
ニッセイ池袋ビル8階
TEL.03-3987-5445

五反田支店

(創業アシストプラザ五反田)

担当地域：品川区・目黒区
〒141-0022 品川区東五反田2-10-2
東五反田スクエアビル4階
TEL.03-5447-8250

錦糸町支店

(創業アシストプラザ錦糸町)

担当地域：墨田区・江東区・江戸川区
〒130-0013 墨田区錦糸1-2-1
アルカセントラルビル4階
TEL.03-5608-2011

新宿支店

(創業アシストプラザ新宿)

担当地域：新宿区・中野区・杉並区
〒160-0023 新宿区西新宿6-3-1
新宿アイランド・ウィングビル3階
TEL.03-3344-2251

千住支店

(創業アシストプラザ千住)

担当地域：足立区・荒川区
〒120-0036 足立区千住仲町40-10
住友生命北千住ビル2階
TEL.03-3888-7231

上野支店

(創業アシストプラザ上野)

担当地域：台東区・文京区・北区
〒111-0041 台東区元浅草2-6-7
マタイビル5階
TEL.03-3847-3171

渋谷支店

(創業アシストプラザ渋谷)

担当地域：渋谷区・世田谷区
〒150-0002 渋谷区渋谷3-28-13
渋谷新南口ビル5階
TEL.03-5468-0135

葛飾支店

(創業アシストプラザ葛飾)

担当地域：葛飾区
〒125-0062 葛飾区青戸7-2-5
東京都城東地域中小企業
振興センター3階
TEL.03-5680-0801

大田支店

(創業アシストプラザ大田)

担当地域：大田区
〒144-0035 大田区南蒲田1-20-20
東京都城南地域中小企業
振興センター3階
TEL.03-5710-3610

立川支店

(創業アシストプラザ立川)

担当地域：八王子支店担当地域以外の多摩地区
〒190-0012 立川市曙町2-37-7
コアシティ立川ビル5階
TEL.042-525-6621

八王子支店

(創業アシストプラザ八王子)

担当地域：八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市
〒192-0046 八王子市明神町3-20-6
八王子ファーストスクエアビル3階
TEL.042-646-2511

各支店の場所については、当協会ホームページをご覧ください。 <http://www.cgc-tokyo.or.jp/>

創業保証の申込みの流れ

経由申込

金融機関を通して申込みする方法

と

あっ旋申込

保証協会へ直接申込みする方法

の2種類があります。

経由申込…取扱金融機関に申し込む場合

★〈区市町の制度融資をご利用の場合〉



あっ旋申込…保証協会に申し込む場合

